

# 福島労働局からのお知らせ

## I イベント・行事

### 1 職業安定部

#### 1. 「ふくしま企業説明会＆業界研究会」を開催します。

担当：職業安定課 山下・松尾 電話：024-529-5396

資料No.1

#### ●開催日時

令和8年3月3日（火）13:00～15:30

#### ●会場

ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールA・B（郡山市南2丁目52番地）

#### ●開催目的

卒業年次前の大学等卒業予定の学生等を対象に、職業観や勤労観の育成を支援し、地域の業界や魅力ある企業の業務内容等について知る機会を提供することを目的として開催します。

#### ●参加企業数（予定）

130社（ユースエール認定企業も参加）

#### ●参加対象者

- (1) 令和9年～11年3月大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等卒業（修了）予定者
- (2) 令和6年3月以降に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業（修了）した者
- (3) 保護者等

## 1 職業安定部

### 2. 「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催します。

担当：職業安定課 山下・松尾 電話：024-529-5396

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度（ユースエール認定制度）」については、平成27年10月1日より施行されており、認定を受けた企業が認定を継続するためには、「直近3事業年度における新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下」、「前事業年度における正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下」、「前事業年度における正社員の有給休暇の年平均取得日数が10日以上または年平均取得率が70%以上」などの厳しい基準適合の確認を受ける必要があります。
- 福島労働局では独自の取組として、基準適合に基づき、継続して若者の採用・育成や雇用管理の改善に取り組まれている企業に対し、「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催することとします。

- 交付式日時 令和8年1月21日（水）14:00
- 会場 福島第二地方合同庁舎 福島労働局3階会議室
- 認定企業 ■株式会社エコロニューム（製造業）  
所在地 南会津郡南会津町糸沢字森前456  
従業員（常用労働者）数44名  
【認定年月日 令和元年11月22日】

## 1 職業安定部

### 3. 見て、知つて、体験して、相談できる！

#### 「ハロートレーニングフェス in ふくしま 2026」を開催

担当：訓練課 阿久津・渡部 電話：024-536-7733

資料No.2

すべての世代の学び・学び直し（リスキリング、リカレント）による能力向上支援への取組として「ハロートレーニング（公的職業訓練）」の体験型の周知・広報イベントを開催します。

当日は、ものづくり、介護、IT等の体験コーナー、ポリテクセンターの見学ツアー、求職者向けの訓練相談コーナー、企業向けの人材開発支援助成金・在職者訓練等の相談コーナー、小学生向け体験コーナー、キッズコーナーを設置、**どなたでも参加可**。

これに先立ち「ハロートレーニング（公的職業訓練）パネル展」として職業訓練の風景写真や制作物を展示します。

詳細は、別添のリーフレットをご覧ください。

#### 1 ハロートレーニングフェス in ふくしま 2026（資料No.2-1）

##### （1）開催日時

令和8年1月31日（土） 10:30～15:30

（親子ものづくり体験教室は 10:00～）

##### （2）開催場所

ポリテクセンター福島 （福島市三河北町7-14） 無料駐車場約100台

##### （3）主催

福島労働局、ハローワーク、福島県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部

#### 2 ハロートレーニング（公的職業訓練）パネル展（資料No.2-2）

##### （1）開催日

令和8年1月26日（月）～28日（水）

##### （2）開催場所

コラッセふくしま 1階アトリウム（福島県観光物産館前）

「ハロートレーニング～急がば学べ～」は、新たなスキルアップにチャレンジする全ての皆さんをサポートする「公的職業訓練」の愛称とキャッチフレーズです。



## 2. 雇用環境・均等室

### 1. 「プラチナえるぼし認定」「くるみん認定」認定通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 指導係 菅野 電話：024-536-4609

福島労働局は下記企業から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定申請書」「次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定申請書」について審査した結果、それぞれの企業について「プラチナえるぼし認定企業」「くるみん認定企業」に認定しました。

つきましては、認定通知書交付式を下記日程により開催します。



#### ○プラチナえるぼし認定企業

企業名	所在地	認定年月日
社会福祉法人 南町保育会	会津若松市	令和7年11月26日

#### ○くるみん認定企業

企業名	所在地	認定年月日
株式会社 会津技研	西会津町	令和7年12月3日

#### ○認定通知書交付式

日時 令和8年1月22日（木）午後2時

会場 福島第二地方合同庁舎1階会議室（福島市花園町5-46）

## 1 労働基準部

## 1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 大内 電話：024-536-4603

令和7年（11月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別		令和7年		前年同期		対前年比(死傷者数)	
	死傷者数	うち死亡者数	死傷者数	うち死亡者数	増減数	増減率(%)		
全 業 種 合 計	1,799	9	1,791	11	8	0.4		
製 造 業	390	1	377	1	13	3.4		
鉱 業	12	0	4	0	8	200.0		
建 設 業	251	2	273	6	-22	-8.1		
運 輸 交 通 業	193	1	244	1	-51	-20.9		
貨 物 取 扱 業	8	0	17	0	-9	-52.9		
農 林 業	60	1	48	1	12	25.0		
畜 産 ・ 水 産 業	25	0	18	0	7	38.9		
上記以外の事業小計	860	4	810	2	50	6.2		
商 業	310	1	288	1	22	7.6		
金融広告業	12	0	12	0	0	0.0		
保健衛生業	212	0	216	0	-4	-1.9		
接客娯楽業	132	2	107	0	25	23.4		
清掃・と畜業	75	1	99	1	-24	-24.2		
上記以外の事業	119	0	88	0	31	35.2		

### 2 職業安定部

1. 「令和8年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況」について公表します。

担当：職業安定課 山下・元木沢 電話：024-529-5396

資料No.3

令和7年11月末現在の状況をとりまとめました。

1 就職内定率	90.5%	(前年同月比 0.9ポイントの減)
2 就職内定者数	2,966人	( 同 2.0%の減)
3 就職未内定者数	310人	( 同 9.5%の増)
4 求人数	8,895人	( 同 3.3%の減)
5 県内受理求人への就職割合	68.2%	( 同 0.5ポイントの減)



福島労働局



聞いて！ 知って！  
職業観を広げるチャンス！



# ふくしま 企業説明会 & 業界研究会

参加  
無料

インターンシップの情報も発信！

あなたの未来を  
探しに行こう！

参加企業数  
**130**社  
(予定)

ユースエール認定  
企業も多数参加！

2026年

3.3 火 13:00~15:30

会場

ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールA・B  
福島県郡山市南二丁目52番地

福島駅西口・郡山駅西口から会場まで無料シャトルバス運行

参加  
対象者

- 令和9年～11年3月大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等卒業(修了)予定者
- 令和6年3月以降に上記①を卒業(修了)した方
- 保護者等



参加無料

予約不要

入退場自由

服装自由

福島労働局職業安定課 **TEL.024-529-5396**

(月～金曜日8:30～17:15)

お問い合わせ

主催 厚生労働省福島労働局(新卒応援ハローワーク・ハローワーク)／福島県

後援 アカデミア・コンソーシアムふくしま／福島県商工会議所連合会／福島県商工会連合会／福島県中小企業団体中央会／福島県経営者協会連合会／福島県中小企業家同友会

福島労働局  
ホームページ  
企業説明会福島労働局  
新卒応援ハローワーク  
公式アカウント

＼ふくしま企業説明会＆業界研究会と／

同時開催

# 若手社員 交流会

会場 ビッグパレットふくしま 福島県郡山市南二丁目52番地

福島駅西口・郡山駅西口より無料シャトルバスを運行!

2026  
3.3火  
13:00・15:00

参加無料  
全学年対象  
私服参加OK



入社したきっかけを  
聞いてみよう!

興味のある業界の  
いいところを  
聞けるチャンス!

少人数だから  
話しやすく質問しやすい

リアルな  
働き方が聞けて  
卒業後の自分の  
イメージができる

就活に対する  
不安や働き方について  
聞いてみよう!

就活のヒントは、  
先輩の声から発見!

WEBの情報よりも、  
実際に会って声を聞くことで、  
新しい発見ができた★



## 交流会参加のメリット

- ・入社前に業界のことを社員から聞ける!!
- ・入社して、イメージと違ったミスマッチ防止!

## 福島労働局公式LINE

＼イベント情報をお届け／  
QRコードを読み取って友だちになろう!▶



運営 厚生労働省福島労働局職業安定課

お問い合わせ 福島労働局職業安定課 | TEL024-529-5396 (月～金曜日 8:30～17:15)



参加費  
無料

予約不要で  
どなたでも参加  
いただけます!

# ハロートレーニングフェス in 福島2026

～学びの一歩は体験から…やってみよう  
職業訓練!～

2026年1月31日土  
10:30～15:30 (14:30 受付終了)

★ ハロトレ  
体験コーナー

★ ハロトレ  
相談コーナー

★ ポリテクセンター  
見学ツアー

イベント内容

ポリテクセンター福島  
イベントホール・グリーンホール  
福島県福島市三河北町 7-14

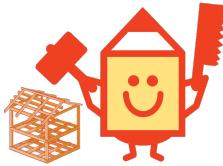
JR 福島駅 西口から北へ徒歩8分  
無料駐車場完備 (100台)



詳しくはこちらから  
ハロトレフェス 福島



# ポリテクセンター 見学ツアー



ポリテクセンターの訓練で使う機械や設備を実際に  
見ることができるよ

## 訓練施設

って  
どんなところ  
だろう??



## ハロトレ 体験コーナー



パソコン操作／プログラミング／AI体験／Webデザイン／  
簿記／医療事務／介護体験…など、職業訓練を体験しよう

訓練の  
内容が  
体験できる  
チャンス!!



## ハロトレ 相談コーナー

訓練を受講したい！ 訓練修了生を採用したい！

職業相談・求人相談・在職者の相談など  
求職者向け、事業所向けの相談  
コーナーがあるよ

適職診断も  
できる！

どなたでも  
参加  
できます！

求職中の方はもちろん、在職中の方、  
企業の方、学生、保護者、訓練施設の  
方など、どなたでも参加できます

お子様  
連れでも  
OK



♪などの販売を  
休憩スペースでやっているよ  
♪などの販売を  
休憩スペースでやっているよ

## 小学生向け 体験コーナー

こけ玉づくり（時間設定あり）  
①11:00～12:30 ②13:30～15:00

## キッズコーナー

- ・スーパーボールすくい
- ・缶バッヂづくり
- ・ぬりえや工作 など

## 同日開催 ポリテクセンターPresents 親子ものづくり 体験教室

事前申し込みが  
必須です

お問合せ・お申し込みは  
こちらから



イベントの詳細は二次元コードから



福島労働局・ハローワーク  
公式SNSアカウント

# ハロートレーニング

【職業訓練】

# パネル展

どなたでも  
入場無料

コラッセふくしま1階アトリウム



初日  
1月26日 月  
10:00～  
17:00

1月27日 火  
8:30～  
17:00

最終日  
1月28日 水  
8:30～  
15:00

実際の訓練風景や制作物を展示し  
ハロートレーニング(職業訓練)についてご紹介します!  
お気軽にお越しください♪

きてね～

まってるよ～！



ハロートレーニングフェスinふくしま2026

開催決定 !!

2026年(令和8年)  
1月31日 [土] 10:30～15:30

(14:30受付終了)  
詳細は[こちら](#)▶



お問い合わせ：福島労働局 訓練課 ☎024-536-7733

令和7年12月26日

## 【照会先】

 福島労働局職業安定部職業安定課  
 課長 管家 孝弘  
 課長補佐 阿部 一広  
 地方職業指導官 山下 喬弘  
 若年者雇用対策係主任 元木沢 ななみ  
 電話 024-529-5396 (直通)


報道関係者 各位

## 令和8年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和7年11月末現在】

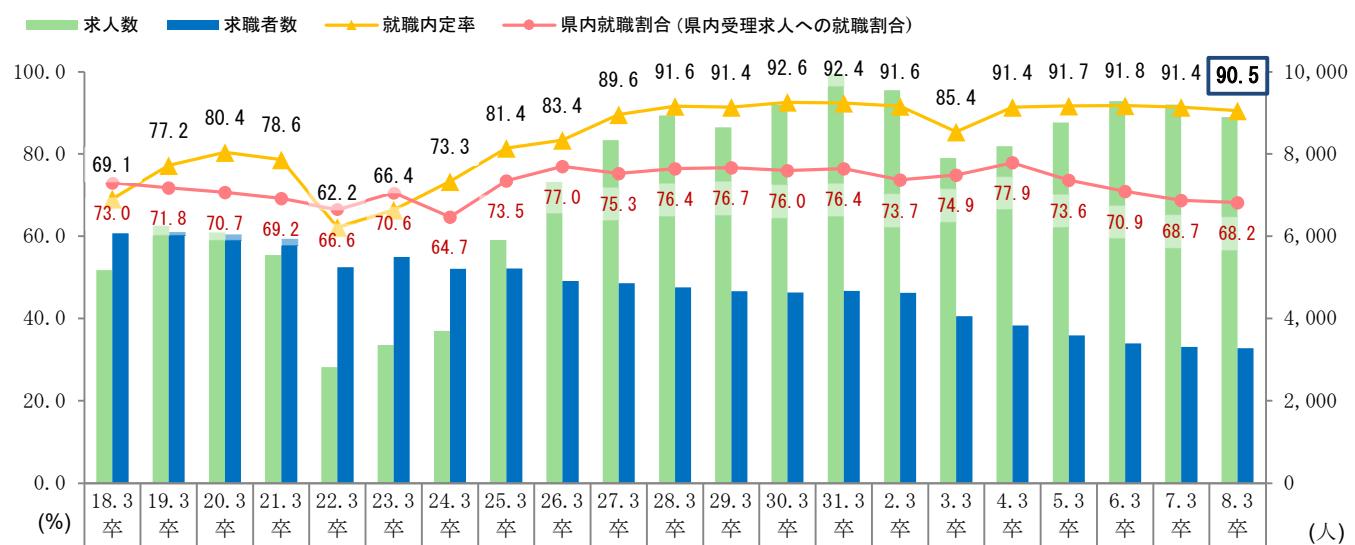
福島労働局（局長 岡田 直樹）は、令和8年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和7年11月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

## 【概要】

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 1 就職内定率        | 90.5% (前年同月比 0.9 ポイントの減) 【図1：別表1】 |
| 2 就職内定者数       | 2,966人 ( 同 2.0%の減) 【別表1】          |
| 3 就職未内定者数      | 310人 ( 同 9.5%の増) 【別表1】            |
| 4 求人数          | 8,895人 ( 同 3.3%の減) 【図2：別表1】       |
| 5 県内受理求人への就職割合 | 68.2% ( 同 0.5 ポイントの減) 【別表1】       |

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。

図1 内定率等の推移（各年11月末（注））



（注）3.3卒については、新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れています。

## 《参考資料》

別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(各年11月末現在)」

別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(各年11月末現在)」

別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」

別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況(11月末現在)」

別表5 「新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況(11月末現在)」

図2 求人受理状況の推移

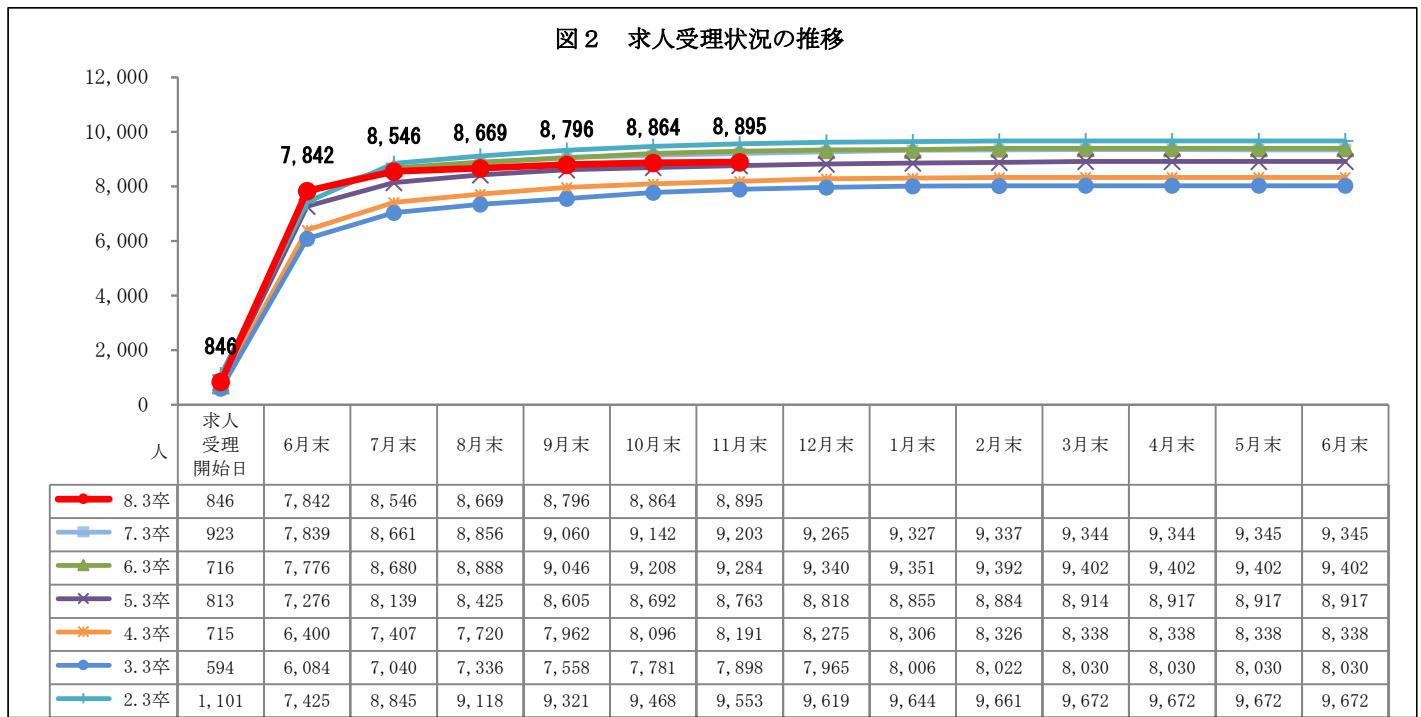


図3 産業別求人受理状況（11月末現在）

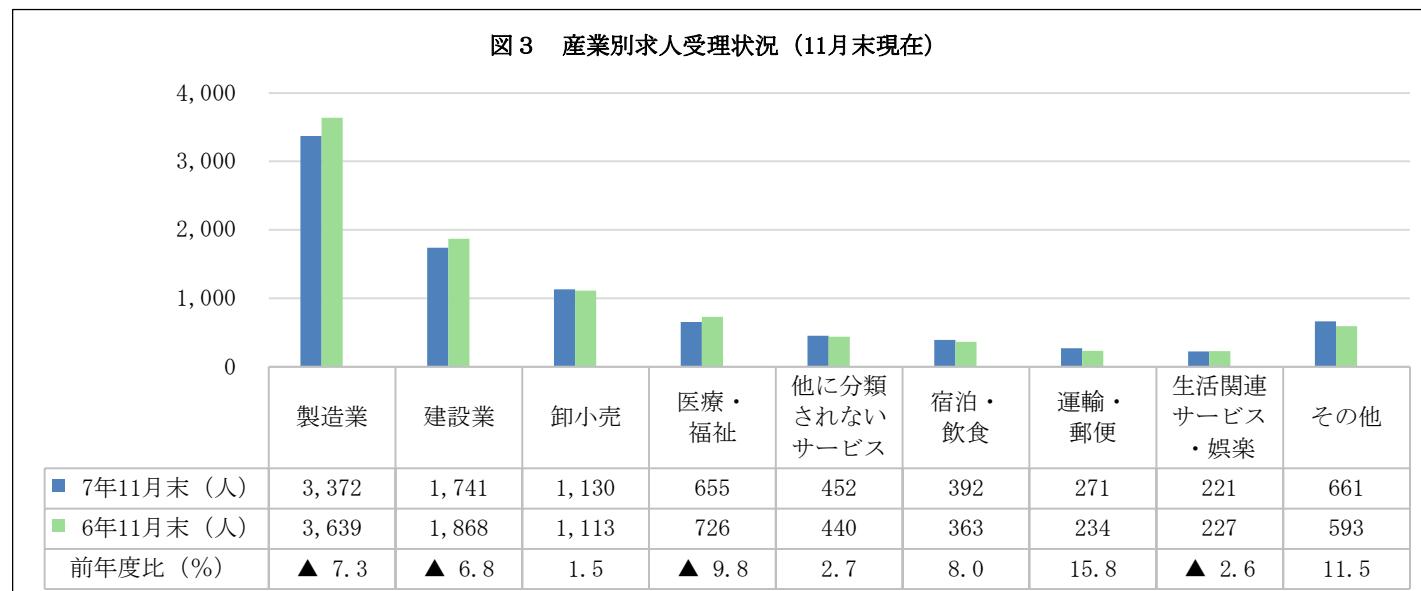
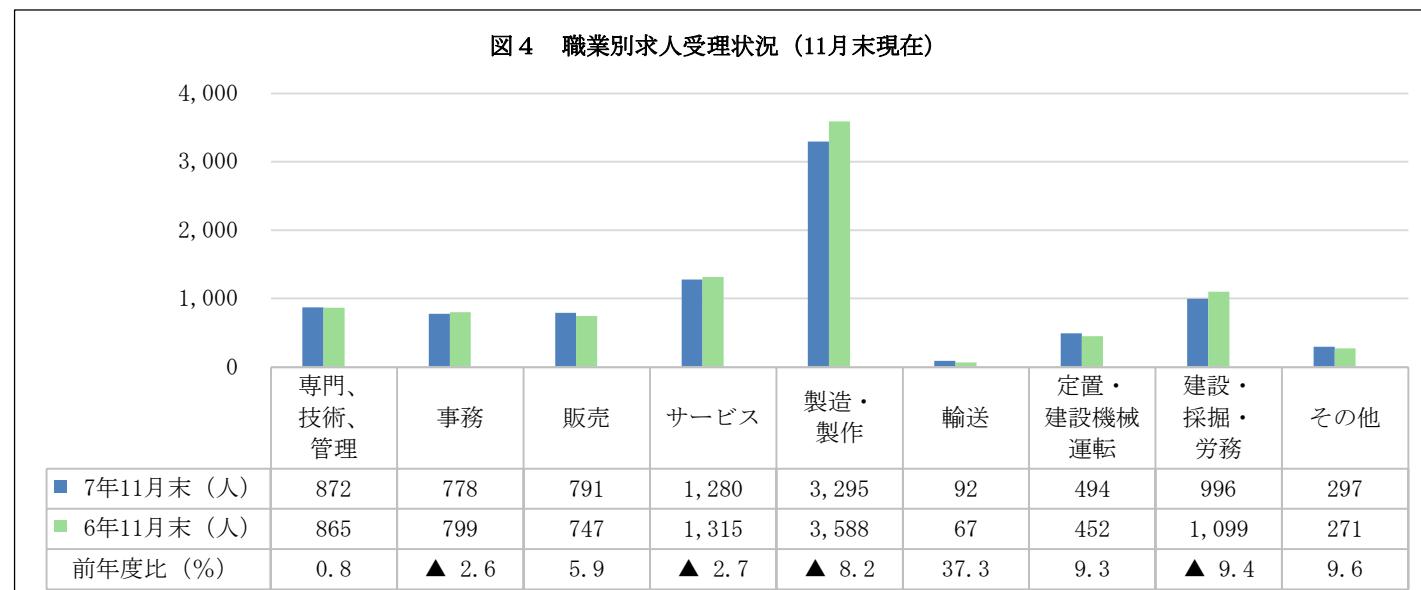


図4 職業別求人受理状況（11月末現在）



別表1

## 新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移

厚生労働省福島労働局職業安定部

		29. 3卒	30. 3卒	31. 3卒	令和 2. 3卒	3. 3卒	4. 3卒	5. 3卒	6. 3卒	7. 3卒	8. 3卒	対 7. 3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	15,044	14,852	14,520	▲ 2.2
求職者数	計 (b)	4,667	4,629	4,668	4,622	4,056	3,827	3,593	3,392	3,309	3,276	▲ 1.0
	県内(c)	3,636	3,572	3,614	3,487	3,121	3,020	2,699	2,468	2,346	2,312	▲ 1.4
	県内比率(c/b)	77.9	77.2	77.4	75.4	76.9	78.9	75.1	72.8	70.9	70.6	▲ 0.3
	県外(d)	1,031	1,057	1,054	1,135	935	807	894	924	963	964	0.1
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		8,644	9,193	9,959	9,553	7,898	8,191	8,763	9,284	9,203	8,895	▲ 3.3
求人倍率(e/b)		1.85	1.99	2.13	2.07	1.95	2.14	2.44	2.74	2.78	2.72	▲ 0.06
就職内定者数	計 (f)	4,267	4,288	4,312	4,236	3,463	3,497	3,296	3,114	3,026	2,966	▲ 2.0
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	3,273	3,259	3,293	3,124	2,594	2,723	2,427	2,209	2,079	2,024	▲ 2.6
	県内比率(g/f)	76.7	76.0	76.4	73.7	74.9	77.9	73.6	70.9	68.7	68.2	▲ 0.5
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	994	1,029	1,019	1,112	869	774	869	905	947	942	▲ 0.5
就職内定率%	計 (f/b)	91.4	92.6	92.4	91.6	85.4	91.4	91.7	91.8	91.4	90.5	▲ 0.9
	県内(g/c)	90.0	91.2	91.1	89.6	83.1	90.2	89.9	89.5	88.6	87.5	▲ 1.1
	県外(h/d)	96.4	97.4	96.7	98.0	92.9	95.9	97.2	97.9	98.3	97.7	▲ 0.6
未就職内定者数	計	400	341	356	386	593	330	297	278	283	310	9.5
	県内	363	313	321	363	527	297	272	259	267	288	7.9
	県外	37	28	35	23	66	33	25	19	16	22	37.5

●福島労働局管内の新規高卒者に係る11月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数（県内就職希望者+県外就職希望者）

(注3) 「就職内定者数」の県内比率 (g/f) …県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

## 新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(11月末現在)

会津地域	
卒業予定者数(人)	1,794
前年同期比(%)	▲ 0.6
求職者数(人)	461
前年同期比(%)	3.8
うち県内希望者	299
前年同期比(%)	9.1
うち県外希望者	162
前年同期比(%)	▲ 4.7
求人数(人)	1,111
前年同期比(%)	▲ 4.9
求人倍率(倍)	2.41
前年同期比(P)	▲ 0.22
就職内定者数(人)	426
前年同期比(%)	2.4
うち県内就職者	268
前年同期比(%)	8.1
うち県外就職者	158
前年同期比(%)	▲ 6.0
就職内定率(%)	92.4
前年同期比(P)	▲ 1.3
就職未内定者数(人)	35

中通り地域	
卒業予定者数(人)	9,311
前年同期比(%)	▲ 2.7
求職者数(人)	1,970
前年同期比(%)	▲ 4.4
うち県内希望者	1,437
前年同期比(%)	▲ 6.3
うち県外希望者	533
前年同期比(%)	0.9
求人数(人)	5,748
前年同期比(%)	▲ 1.3
求人倍率(倍)	2.92
前年同期比(P)	0.10
就職内定者数(人)	1,763
前年同期比(%)	▲ 4.9
うち県内就職者	1,239
前年同期比(%)	▲ 7.3
うち県外就職者	524
前年同期比(%)	1.4
就職内定率(%)	89.5
前年同期比(P)	▲ 0.4
就職未内定者数(人)	207

浜通り地域	
卒業予定者数(人)	3,415
前年同期比(%)	▲ 1.7
求職者数(人)	845
前年同期比(%)	5.1
うち県内希望者	576
前年同期比(%)	6.9
うち県外希望者	269
前年同期比(%)	1.5
求人数(人)	2,036
前年同期比(%)	▲ 8.0
求人倍率(倍)	2.41
前年同期比(P)	▲ 0.34
就職内定者数(人)	777
前年同期比(%)	2.6
うち県内就職者	517
前年同期比(%)	4.4
うち県外就職者	260
前年同期比(%)	▲ 0.8
就職内定率(%)	92.0
前年同期比(P)	▲ 2.2
就職未内定者数(人)	68

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

## 県合計

卒業予定者数(人)	14,520
求職者数(人)	3,276
求人数(人)	8,895
求人倍率(倍)	2.72
就職内定者数(人)	2,966
就職内定率(%)	90.5
就職未内定者数(人)	310

別表3

## 新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	6.3卒者	3,441	3,438	3,430	3,400	3,392	3,388	3,379	3,380	3,370	3,368	3,365	3,365
	7.3卒者	3,356	3,355	3,343	3,325	3,309	3,308	3,306	3,293	3,277	3,276	3,274	3,274
	8.3卒者	3,333	3,316	3,291	3,287	3,276							
	男子	2,003	2,001	1,973	1,966	1,958							
	女子	1,330	1,315	1,318	1,321	1,318							
	対6.3卒者比 (%)	▲ 3.1	▲ 3.5	▲ 4.1	▲ 3.3	▲ 3.4							
	対7.3卒者比 (%)	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 1.0							
b 求人 数	6.3卒者	8,680	8,888	9,046	9,208	9,284	9,340	9,351	9,392	9,402	9,402	9,402	9,402
	7.3卒者	8,661	8,856	9,060	9,142	9,203	9,265	9,327	9,337	9,344	9,344	9,345	9,345
	8.3卒者	8,546	8,669	8,796	8,864	8,895							
	対6.3卒者比 (%)	▲ 1.5	▲ 2.5	▲ 2.8	▲ 3.7	▲ 4.2							
	対7.3卒者比 (%)	▲ 1.3	▲ 2.1	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 3.3							
c 求人倍率 (倍)	6.3卒者	2.52	2.59	2.64	2.71	2.74	2.76	2.77	2.78	2.79	2.79	2.79	2.79
	7.3卒者	2.58	2.64	2.71	2.75	2.78	2.80	2.82	2.84	2.85	2.85	2.85	2.85
	8.3卒者	2.56	2.61	2.67	2.70	2.72							
	対6.3卒者比 (ﾎﾟｲント)	0.04	0.02	0.03	▲ 0.01	▲ 0.02							
	対7.3卒者比 (ﾎﾟｲント)	▲ 0.02	▲ 0.03	▲ 0.04	▲ 0.05	▲ 0.06							
d 就職 内定 者数	6.3卒者			2,367	2,939	3,114	3,208	3,258	3,327	3,358	3,361	3,361	3,361
	7.3卒者			2,335	2,872	3,026	3,116	3,181	3,251	3,268	3,270	3,272	3,273
	8.3卒者			2,335	2,814	2,966							
	男子			1,453	1,708	1,796							
	女子			882	1,106	1,170							
	対6.3卒者比 (%)			▲ 1.4	▲ 4.3	▲ 4.8							
	対7.3卒者比 (%)			0.0	▲ 2.0	▲ 2.0							
e 就職 内定 率 (%)	6.3卒者			69.0	86.4	91.8	94.7	96.4	98.4	99.6	99.8	99.9	99.9
	7.3卒者			69.8	86.4	91.4	94.2	96.2	98.7	99.7	99.8	99.9	99.9
	8.3卒者			71.0	85.6	90.5							
	男子			73.6	86.9	91.7							
	女子			66.9	83.7	88.8							
	対6.3卒者比 (ﾎﾟｲント)			2.0	▲ 0.8	▲ 1.3							
	対7.3卒者比 (ﾎﾟｲント)			1.2	▲ 0.8	▲ 0.9							
f 就職 未内定 者数	6.3卒者			1,063	461	278	180	121	53	12	7	4	4
	7.3卒者			1,008	453	283	192	125	42	9	6	2	1
	8.3卒者			956	473	310							
	男子			520	258	162							
	女子			436	215	148							
	対6.3卒者比 (%)			▲ 10.1	2.6	11.5							
	対7.3卒者比 (%)			▲ 5.2	4.4	9.5							

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

別表4

## 新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況(11月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

項目		7年度	6年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別・職業別・規模別					
A, B 農、林、漁業 (01~04)		74	73	1.4	1
C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)		5	12	▲ 58.3	▲ 7
D 建設業 (06~08)		1,741	1,868	▲ 6.8	▲ 127
E 製造業 (09~32)		3,372	3,639	▲ 7.3	▲ 267
09 食料品製造業		248	302	▲ 17.9	▲ 54
10 飲料・たばこ・飼料製造業		17	19	▲ 10.5	▲ 2
11 繊維工業		79	108	▲ 26.9	▲ 29
12 木材・木製品製造業 (家具を除く)		81	88	▲ 8.0	▲ 7
13 家具・装備品製造業		36	44	▲ 18.2	▲ 8
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		88	82	7.3	6
15 印刷・同関連業		29	41	▲ 29.3	▲ 12
16 化学工業		156	184	▲ 15.2	▲ 28
17 石油製品・石炭製品製造業		3	1	200.0	2
18 プラスチック製品製造業		176	191	▲ 7.9	▲ 15
19 ゴム製品製造業		89	106	▲ 16.0	▲ 17
21 烹業・土石製品製造業		211	243	▲ 13.2	▲ 32
22 鉄鋼業		34	24	41.7	10
23 非鉄金属製造業		39	57	▲ 31.6	▲ 18
24 金属製品製造業		342	357	▲ 4.2	▲ 15
25 はん用機械器具製造業		232	246	▲ 5.7	▲ 14
26 生産用機械器具製造業		184	185	▲ 0.5	▲ 1
27 業務用機械器具製造業		218	201	8.5	17
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		312	314	▲ 0.6	▲ 2
29 電気機械器具製造業		293	290	1.0	3
30 情報通信機械器具製造業		139	132	5.3	7
31 輸送用機械器具製造業		279	334	▲ 16.5	▲ 55
20, 32 その他の製造業		87	90	▲ 3.3	▲ 3
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)		27	26	3.8	1
G 情報通信業 (37~41)		47	32	46.9	15
H 運輸業、郵便業 (42~49)		271	234	15.8	37
I 卸売業、小売業 (50~61)		1,130	1,113	1.5	17
50~55 卸売業		316	305	3.6	11
56~61 小売業		814	808	0.7	6
J 金融業、保険業 (62~67)		144	118	22.0	26
K 不動産業、物品販賣業 (68~70)		97	98	▲ 1.0	▲ 1
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)		123	125	▲ 1.6	▲ 2
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)		392	363	8.0	29
75 宿泊業		187	178	5.1	9
76~77 飲食サービス業		205	185	10.8	20
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)		221	227	▲ 2.6	▲ 6
O 教育、学習支援業 (81, 82)		28	16	75.0	12
P 医療、福祉 (83~85)		655	726	▲ 9.8	▲ 71
Q 複合サービス業 (86~87)		112	91	23.1	21
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)		452	440	2.7	12
S, T 公務・その他 (97~99)		4	2	100.0	2
合計		8,895	9,203	▲ 3.3	▲ 308
職業別					
A, B 専門的、技術的、管理的職業従事者 (01~24)		872	865	0.8	7
C 事務従事者 (25~31)		778	799	▲ 2.6	▲ 21
D 販売従事者 (32~34)		791	747	5.9	44
E サービス職業従事者 (35~42)		1,280	1,315	▲ 2.7	▲ 35
H, I, J, K 技能工・採掘、製造、建築従事者 (49~73)		4,877	5,206	▲ 6.3	▲ 329
(49~59) 製造・製作従事者		3,295	3,588	▲ 8.2	▲ 293
(64, 67) 定置・建設機械運転、電気工事従事者		494	452	9.3	42
(65~66・68~73) 採掘・建設・労務従事者		996	1,099	▲ 9.4	▲ 103
(60~63) その他		92	67	37.3	25
F, G 上記以外の職業従事者 (43~48)		297	271	9.6	26
合計		8,895	9,203	▲ 3.3	▲ 308
規模別					
29人以下		3,156	3,369	▲ 6.3	▲ 213
30~99人		3,063	3,051	0.4	12
100~299人		1,570	1,660	▲ 5.4	▲ 90
300~499人		286	306	▲ 6.5	▲ 20
500~999人		360	394	▲ 8.6	▲ 34
1,000人以上		460	423	8.7	37
合計		8,895	9,203	▲ 3.3	▲ 308

別表5

新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況  
(令和7年11月末現在)

【高等学校】

福島労働局職業安定部

△	求人件数 (県内)			求人件数 (県内)			求職者数						就職内定者数						就職内定率	就職未定者			県内就職希望率 ( <sup>△</sup> の求人件数 県内就職受割合) 人合へ								
	合計			県内			県外			合計			県内			県外				合計			県内	県外							
	7年 11月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	7年 11月 (件)	前年 同月 (件)	増減比 (%)	7年 11月 (人)	前年 同月 (人)	増減比 (%)	7年 11月 (%)	7年 11月 (人)	7年 11月 (人)																			
中通り地域計	5,748	5,821	▲ 1.3	2,252	2,306	▲ 2.3	1,970	2,061	▲ 4.4	1,437	1,533	▲ 6.3	533	528	0.9	1,763	1,853	▲ 4.9	1,239	1,336	▲ 7.3	524	517	1.4	89.5	89.9	207	198	9	72.9	70.3
福島	1,789	1,659	7.8	711	719	▲ 1.1	634	650	▲ 2.5	463	468	▲ 1.1	171	182	▲ 6.0	547	577	▲ 5.2	383	401	▲ 4.5	164	176	▲ 6.8	86.3	88.8	87	80	7	73.0	70.0
二本松	519	579	▲ 10.4	216	229	▲ 5.7	110	127	▲ 13.4	85	98	▲ 13.3	25	29	▲ 13.8	105	122	▲ 13.9	80	93	▲ 14.0	25	29	▲ 13.8	95.5	96.1	5	5	0	77.3	76.2
郡山	1,833	1,961	▲ 6.5	740	773	▲ 4.3	615	680	▲ 9.6	436	501	▲ 13.0	179	179	0.0	527	580	▲ 9.1	349	404	▲ 13.6	178	176	1.1	85.7	85.3	88	87	1	70.9	66.2
須賀川	649	630	3.0	260	263	▲ 1.1	347	334	3.9	265	267	▲ 0.7	82	67	22.4	325	316	2.8	243	249	▲ 2.4	82	67	22.4	93.7	94.6	22	22	0	76.4	74.8
白河	958	992	▲ 3.4	325	322	0.9	264	270	▲ 2.2	188	199	▲ 5.5	76	71	7.0	259	258	0.4	184	189	▲ 2.6	75	69	8.7	98.1	95.6	5	4	1	71.2	71.0
会津地域計	1,111	1,168	▲ 4.9	513	542	▲ 5.4	461	444	3.8	299	274	9.1	162	170	▲ 4.7	426	416	2.4	268	248	8.1	158	168	▲ 6.0	92.4	93.7	35	31	4	64.9	62.9
会津若松	1,111	1,168	▲ 4.9	513	542	▲ 5.4	461	444	3.8	299	274	9.1	162	170	▲ 4.7	426	416	2.4	268	248	8.1	158	168	▲ 6.0	92.4	93.7	35	31	4	64.9	62.9
浜通り地域計	2,036	2,214	▲ 8.0	888	949	▲ 6.4	845	804	5.1	576	539	6.9	269	265	1.5	777	757	2.6	517	495	4.4	260	262	▲ 0.8	92.0	94.2	68	59	9	68.2	66.5
相双	617	640	▲ 3.6	266	266	0.0	155	154	0.6	95	96	▲ 1.0	60	58	3.4	147	144	2.1	87	87	0.0	60	57	5.3	94.8	93.5	8	8	0	61.3	59.2
いわき	1,419	1,574	▲ 9.8	622	683	▲ 8.9	690	650	6.2	481	443	8.6	209	207	1.0	630	613	2.8	430	408	5.4	200	205	▲ 2.4	91.3	94.3	60	51	9	69.7	68.3
計	8,895	9,203	▲ 3.3	3,653	3,797	▲ 3.8	3,276	3,309	▲ 1.0	2,312	2,346	▲ 1.4	964	963	0.1	2,966	3,026	▲ 2.0	2,024	2,079	▲ 2.6	942	947	▲ 0.5	90.5	91.4	310	288	22	70.6	68.2

(注)求人件数(県内)及び求人件数(県内)については、各安定所の自管内受理求人件数及び求人件数を計上。

# 女性活躍推進法が改正されました！

## 男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大

### 女性の健康上の特性への配慮も盛り込まれました

女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、10年の期限延長や情報公表の必須項目の拡大を含めた女性活躍推進法等を改正する法律が成立し（令和7年6月11日公布）、また、女性活躍推進法に基づく省令・指針を改正しました（同年12月23日公布・告示）。

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

### 情報公表の必須項目の拡大

義務

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
<u>301人以上</u>	<u>男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表</u>	<u>男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表</u>
<u>101人～300人</u>	<u>1項目以上を公表</u>	<u>男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表</u>

情報公表の範囲そのものが、女性活躍に対する姿勢を表すものとして求職者の企業選択の要素となることにご留意いただき、必須項目数以上の項目について積極的な公表をご検討ください。

### 従業員数301人以上の企業は・・

従業員数が301人以上の企業に、以下の4項目以上の情報公表を義務付けます。

- 男女間賃金差異**（令和4年7月8日から義務付けられています）
- 女性管理職比率**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供**に関する実績  
(下の左の表の7項目から1項目以上を選択して公表)
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備**に関する実績  
(下の右の表の7項目から1項目以上を選択して公表)

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 以下の7項目から1項目以上を選択
<ul style="list-style-type: none"> <li>採用した労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>男女別の採用における競争倍率</li> <li>労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>役員に占める女性の割合</li> <li>男女別の職種又は雇用形態の転換実績</li> <li>男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> </ul>

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」 以下の7項目から1項目以上を選択
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>男女別の育児休業取得率</li> <li>労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>有給休暇取得率</li> <li>雇用管理区分ごとの有給休暇取得率</li> </ul>



## 従業員数101～300人の企業は・・

従業員数が101～300人の企業に、以下の3項目以上の情報公表を義務付けます。

- 男女間賃金差異**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
- 女性管理職比率**（令和8年4月1日から新たに義務付け）
- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供**に関する実績、または**職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績  
(前ページの2つの表の14項目のうち1項目以上を選択して公表)

Q 具体的にはいつの期間の数値をいつまでに公表する必要があるのか。

A 初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

例えば 令和8年4月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和8年7月末までに公表

令和8年12月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年3月末までに公表

令和9年3月末に事業年度が終了する企業 ⇒ おおむね令和9年6月末までに公表

その後もおおむね1年に1回以上、最新の数値を公表する必要があります。

※ なお、女性管理職比率について、公表時点で得ることができる最新のものとする必要があります。具体的には、公表を行う事業年度の前事業年度時点の情報である必要がありますが、最新のものであれば、公表を行う事業年度の前事業年度のいずれの時点の情報であっても差し支えありません。

### 男女間賃金差異の情報公表のイメージ

☆ 「男女間賃金差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。

☆ 「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

【「男女間賃金差異」の情報公表のイメージ】

男女間賃金差異	
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

（付記事項（例））

- ・対象期間：●●事業年度（●年●月●日～●年●月●日）
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。

※計算の前提とした重要事項を付記（対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等）

### 「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは

☆管理職とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」の合計です。

☆「課長級」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が二係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長を含む。）のものの長
  - ②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと。）
- ※ 一般的に「課長代理」や「課長補佐」については、「課長級」に該当しません。

Q 男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の方法は。

A 公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。是非ご活用ください。

URL : <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

なお、自社のホームページへの掲載等でもさしつかえありません。



## ＜『説明欄』を有効活用しましょう！＞

- 「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の指標の大小それ自体のみに着目するのではなく、要因及び課題の分析を行い、改善に向けて取り組んでいくことが重要です。
- このため、公表に当たっては、単に数値の情報だけでなく、要因及び課題の分析の結果等のより詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能であり、『説明欄』を有効活用して、こうした追加的な情報公表を行うことが望ましいものです。
- なお、「女性の活躍推進企業データベース」にはあらかじめ『注釈・説明欄』が設けられています。

## えるぼし認定基準（1段階目）の見直し

おすすめ

えるぼし認定（1段階目）の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新たな選択肢を示しました。是非、えるぼし認定（1段階目）の取得にチャレンジしてください。

### 【現行の基準】

- ①認定基準5項目のうち1～2項目の基準を満たして実績を毎年公表すること
- ②基準を満たさない項目に関する取組の実施状況について毎年公表すること
- ③基準を満たさない項目について2年以上連続して実績が改善していること

### 【改定後の基準】

- ①②は同じ
- ③基準を満たさない項目について以下に該当すること（引き続き現行の③でも可）
  - (i) 単年度の実績を評価している項目（※）については、  
従来の基準（2年以上連続して実績が改善）又は以下のいずれかに該当すること（選択肢を追加）
    - 「A：直近の事業年度までの連続する3事業年度の平均値」、
    - 「B：その前の事業年度までの連続する3事業年度の平均値」及び
    - 「C：その前々年度までの連続する3事業年度の平均値」を比較し、連続して改善していること（A>B>C）
  - (ii) 上記以外の項目については、2年以上連続して実績が改善していること（従来の基準通り）



## えるぼしプラス（仮称）認定の創設

おすすめ

えるぼし認定（1・2・3段階目）及びプラチナえるぼしについて、女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設します。

### 【女性の健康支援に関する認定基準】

※えるぼしプラス（仮称）・プラチナえるぼしプラス（仮称）の全てで、女性の健康支援に関する基準は共通

- ① 「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅労働等のうちいずれかの制度」を設けていること。（休暇制度は、多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
- ② 女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための取組を実施していること
- ③ 女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること
- ④ 労働者からの女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、労働者に周知させるための措置を講じていること

正式名称と新しい認定マークのデザインは追って示す予定。令和8年4月1日から申請できます。

最新の情報や申請方法は厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」でご確認ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

# 職場における女性の健康支援

← 望ましい取組

女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化されました。併せて、企業の皆さまが、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する際に、職場における女性の健康支援に資する取組を盛り込むことを促進するため、事業主行動計画策定指針を改正しました。

一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、特に**職場における女性の健康上の特性に係る取組**が行われることが望ましいものです。

一方、健康に関しては**プライバシー保護**が特に求められることに留意してください。

なお、性別を問わず使いやすい特別休暇制度の整備及び職場全体の働き方改革等、**女性だけではなく労働者全体を対象として取り組むことも有効**です。

## 女性の健康上の特性に係る取組の例

### ○職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組

- ・女性の健康上の特性に関する研修会の開催
- ・婦人科検診等の検診受診の重要性を含めた、健康課題に関する啓発冊子の配布や動画の配信等

### ○休暇制度の充実・柔軟な働き方の実現

- ・生理休暇を取得しやすい環境の整備
- ・女性の健康上の特性に配慮した休暇制度の整備（不調時の休養、治療・通院、検診等の多様な目的で利用することができる休暇制度等）
- ・女性の健康上の特性に配慮した柔軟な働き方を可能とする制度の整備（所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等）

### ○健康課題を相談しやすい体制づくり

- ・女性の健康上の特性について相談及び対応可能な体制構築（産業医、カウンセラーの配置や外部の相談先の紹介、オンラインによる健康相談）
- ・女性が気軽に利用・相談できるオンラインによる相互交流の場の設置

### ○その他の取組

- ・婦人科検診の受診に対する支援
- ・妊婦等が利用できる休憩スペースの設置

こうした取組を進めるとともに、前ページで紹介した「えるばしプラス（仮称）」認定の取得にも積極的にチャレンジしてください。

改正女性活躍推進法に関するお問い合わせは 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6269	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

# 福島県最低賃金

## 特定最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

### 自動車小売業

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉

令和8年1月8日発効 **1,098円**

### 非鉄金属製造業※

令和8年1月1日から **1,033円**

### 輸送用機械器具製造業※

令和8年1月1日から **1,033円**

### 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業※

令和8年1月1日から **1,033円**

### 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測機器製造業(心電計製造業を除く)を除く)※

令和8年1月1日から **1,033円**

※の特定最低賃金は、令和7年度は改定されないため、「福島県最低賃金額(1,033円)」が適用されます。

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(1,033円)が適用されます。

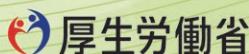
- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中の者
- ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

# 1,033円

時間額 令和8年1月1日発効



福島労働局職業安定部・ハローワーク  
公式マスコットキャラクター 福まる



## 福島労働局

「賃上げ」支援助成金  
パッケージの詳細は  
こちらです

